

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人の理念に基づいて法人で骨子が作成されており、それを基に子どもの様子や家庭の状況、地域との連携などを考慮して園ごとに作成しています。法人の保育理念「豊かに生きる力を育てる」を反映し、全職員がチームごとに意見を持ち寄り、職員が選んだ言葉を基に園独自の保育目標、保育方針を策定しています。</p> <p>全体的な計画は園長が策定し、職員会議で説明し、年度末に見直しを行い、次年度の計画に生かしています。全体的な計画の策定にあたっては、園長はじめ保育に関わる職員が参画して、園の方向性や子どもの生活や発達の連続性に留意しながら作成することが期待されます。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>保育室内にエアコン、加湿器、温湿度計を設置し、室内の温度設定は夏は26℃、冬は20℃前後とされていますが、子どもの表情や汗のかき方等に応じて空調の調節を行っています。建物の構造上窓を開けることはできませんが、換気システムがあり、常時換気を行い、カーテンや日よけにより採光の調節を行っています。また職員は大きな声を出さないように配慮しています。</p> <p>安全に配慮し、家具や遊具などは発達や生活動線に配慮して配置しています。成長に応じて木製や手作りのおもちゃを備え、遊びごとにコーナーを作り、衝立を利用して、一人ひとりの子どもがくつろいだり落ちついて過ごせる場所を確保しています。</p> <p>衛生管理のマニュアルに基づいて手洗い場やトイレ、保育室の清掃やおもちゃや備品の消毒が定期的実施され、クリーンチェック表に記録し、園内は清潔な状態が保たれています。食事や睡眠の場所は別にしており、心地よい生活空間が作られています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入園前面談や児童票などから子どもの家庭環境や発達過程、生活リズムを確認しています。日々の子どもの様子は送迎時の保護者とのやりとりや連絡帳で把握しています。「何に興味があり」「何を求めているのか」をよく観察し、一人ひとりの成長と個性に応じた環境を整備しています</p> <p>自分でやろうとする気持ちを大切に保育を行い、子どもの意見が出しやすいように、小グループに分かれて話し合い、意見をまとめるようにしています。</p> <p>自分を表現する力が十分でない子どもには、子どもの思いを第一に考え、また表情やしぐさから思いを汲み取って、その子なりの表現を認め、それが可能になる環境づくりに配慮しています。職員は、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添い、わかりやすい言葉づかいで、穏やかに話すようにしています。ドキュメンテーションを利用し、職員同士で保育の共有を図っています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>食事や排泄、衣類の着脱などの基本的な生活習慣を身につけることができるように、子ども一人ひとりの今の発達・発育を大切に、個々の気持ちに沿った対応を心がけています。個人差を考慮しながら子どもが自然にやってみようとする気持ちを尊重し、見守り、さりげなく手を差し伸べ、子どもが主体的に行動するきっかけを作るように支援しています。</p> <p>トイレトレーニングでは他児が排泄に成功して褒められている姿に影響を受けて意欲的に座るようになり、排便が成功した時には「できたよシール」を利用し、大いに褒めて喜びを共感しています。</p> <p>配慮児にもわかりやすいように時間割や動物を貼った針時計を使い、パジャマのたたみ方の写真を見せながらたたみ方を伝えるなど視覚的要素も取り入れています。子どもがやり遂げた達成感、充実感を引き出し、安心して次への意欲につながるよう心がけています。幼児クラスは歯科健診後に歯科衛生士から歯磨き指導を受けています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが何をやってみたいか、何に興味を持っているかを常に考え、遊びの場を提供しています。おもちゃを手の届くところに置き、子どもが興味を示さなくなったり、季節に合わせておもちゃを定期的に変え、遊びたくなる環境を整備しています。年齢や発達に応じてコーナーを作ったり、段ボールや牛乳パックの手作りの衝立を利用し、子どもが主体的・自発的に集中して活動できる環境づくりに努めています。</p> <p>園には園庭がないため、できるだけ午前・午後の2回公園に行くように努めています。室内では跳び箱やマット運動、鉄棒などで体を動かすことができるようにしています。幼児クラスは朝の会や遊びの中で話し合い、運動会の看板などを制作し、友達と協同して活動しています。</p> <p>鬼ごっこなどルールのある遊びを通じて、順番を守るなどの社会的ルールを身につけられるように配慮しています。メダカを飼育したり、野菜や稲を栽培し、収穫の喜びを体験しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>ハイハイをしっかりと行うことで歩行の確立を目指しています。家具の角をクッションで覆うなど安全な環境に配慮して、月齢などの発達状況に応じて、長い廊下を利用してハイハイやつかまり立ち、歩くなど探索活動や遊びが主体的に行えるように環境を整備しています。特定の保育士が応答的に関わり、生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら、愛着関係を形成しています。</p> <p>子どもの目線に合わせた高さにおもちゃを置き、子どもが自ら取れるようになっていきます。また感触を楽しめるような手作りのおもちゃを置くなど、子どもが興味・関心を持って遊ぶことができるように配置しています。</p> <p>一人ひとりの発達に合わせた個別指導計画や週案・日誌があり、発達過程に応じて必要な保育を行っています。保護者との連携が密にできるように日々の様子をドキュメンテーションにして玄関に掲示し、連絡用アプリや連絡帳を活用するとともに送迎時に口頭で伝えています。</p>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>職員は子どもの自我の育ちを支えられるよう、食事や着替え、排泄など観察しながら自分でやろうとする意欲を認め、すぐに手を貸さないように見守りを大切にしています。発達が著しく、個人差が大きい時期のため、発達に合わせて3つのグループに分け、小グループでの活動ができるようにしています。牛乳パックや段ボールの衝立を活用して、遊びごとのコーナーに分け、落ち着いて遊べる空間を作っています。</p> <p>公園遊びでは、子どもが十分に探索活動ができるように職員同士で声掛けを徹底するなど安全に配慮しています。かみつきやひっかきに対しては保護者会などで説明し、保護者の理解を得るようにしています。様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりは課題となっています。</p> <p>個別指導計画をもとに、週案・日誌への記載を工夫し、保護者とは連絡帳やドキュメンテーション、連絡用アプリを活用して情報を共有しています。5歳児が午睡後に各クラスのお手伝いに入ったり、異年齢で散歩に出かけるなど異年齢で過ごす機会を活動に取り入れています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児は様々な事柄に関心を持ち、感じたことや気づいたことを自由に表現することを保育目標に掲げています。雨のため室内で過ごしている中で、子どもが「虫取りに出かけよう」と図鑑の虫を網で捕まえるごっこ遊びが始まったことから、保育士が様々な虫の画像を保育室全体に貼り、子どもたちはどんなところに虫がいるかを考えながら積極的に遊びを楽しんでいます。</p> <p>4歳児は集団生活のルールを理解しながら、自分の意思を伝えることができるようにしています。鬼ごっこなどの集団遊びでは子どもたちが自分の考えを出し合いながら、オリジナルのルールを作り、楽しみながら活動に取り組んでいます。</p> <p>5歳児はいろいろな経験を通じて遊びを深め、集団活動では自分を発揮したり、仲間と協力してやり遂げることを目指しています。運動会などの行事について話し合いを重ね、自分の意見を述べたり、友達の思いを尊重する場となっています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>ワンフロアで段差がなく、広い廊下を備えた構造となっていますが、多機能的トイレはありません。加配の保育士1名を配置し、発達過程や障害の状態を把握して、個別指導計画を作成しています。刺激の多い時は仕切りや事務所の一角を活用し、落ち着いて過ごせるように配慮しています。他クラスと合同で活動することで園全体で見守り、共に成長できるように努めています。年2回、青葉区の発達相談の臨床心理士の巡回訪問相談の訪問があり、関わり方についてアドバイスを受け、実践しています。</p> <p>保護者とは必要に応じて面談や保育参観を行い、関係機関につなげるなど連携を図っています。内部研修やキャリアアップ研修の中で必要な知識や情報を得ています。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育時間の長い子どもに配慮し、子どもが安心して心地よく過ごすことができるように、ゆったりとした計画になっています。内容は子どもの状況に応じて柔軟に変更できるようにしています。朝夕の長時間保育については、安全に配慮しながら、異年齢の子どもと一緒に過ごせるように仕切りやマットを活用し、コーナー遊びができるように環境を整備しています。保育士は大きな声を出さないように配慮し、穏やかな言葉かけを心がけています。延長保育の子どもにはおにぎりなどの軽食を提供しています。</p> <p>保護者の勤務時間や保育時間など当日の急な送迎時間の変更については、連絡用アプリで全職員に周知しています。子どもの状況については毎日、申し送り(業務日報)で職員間で情報を共有しています。保護者にはお迎え時に伝えています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や5歳児クラスの年間保育指導計画の中に小学校との連携や就学に向けての取り組みが示され、それに基づいて保育が行われています。</p> <p>5歳児が担任と小学校を訪問し、1年生と交流したり学校体験に参加しています。また、就学を見通して、基本的な生活習慣が身につくように配慮して指導計画を作成しています。年明けから午睡をなくし、子どもが小学校の生活について見通しを持てるようにしています。</p> <p>園長は青葉区のブロック会議に出席し、近隣の小学校・保育園・幼稚園と意見交換をしています。5歳児クラスの担任は保育要録研修に参加し、園長の責任の下、小学校へ保育所児童保育要録を提出しています。必要に応じて個別に学校とやり取りをすることもあります。保護者会などで保護者が小学校の生活に見通しを持てる機会を作ることが期待されます。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>健康管理に関するマニュアルがあり、それを基に子どもの心身の健康状態を把握しています。登園時に子どもの健康状態を保護者から聞き取り、観察して申し送りに記載し、職員間で情報を共有しています。</p> <p>降園時には一日の健康状態を伝えています。感染症などの登園の目安を保育室に掲示し、確認できるようにしています。保育中にケガや発熱などの体調の変化が生じたときには、保護者に連絡をして状況に応じて対応しています。保健年間計画を作成していますが、現在看護師が不在のため、取り組みに課題があります。</p> <p>既往症や予防接種等については入園児に把握し、入園後は保護者から情報を得て、児童票に記録しています。保育園の健康管理の方針については重要事項説明書に基づいて入園説明会で説明し、子どもの健康状態を家庭と園で情報共有することを理解してもらっています。乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のため、0歳児は5分毎、1歳児は10分毎に呼吸チェックをして記録しています。</p>		

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p><コメント></p> <p>園医による健康診断は0歳児クラスは毎月、1歳児クラス以上は年2回、歯科検診は年2回行い、結果は児童票に記録するとともに、保護者には個別に知らせています。異常があった時は保護者に伝えるとともに、職員間で共有し、変化がないか観察をしています。</p> <p>園医とは連絡を密にとり、健康管理上の情報を保護者にアプリや掲示板等で知らせていますが、保健に関する計画に反映させ、保育が行われるまでには至っていません。3歳児以上は6月の歯科検診のあと、歯科衛生士から歯磨き指導を受けています。また、毎月身体測定を行い、結果は児童票に記録するとともに、アプリを活用して保護者と共有しています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、入園時にアレルギーの有無を確認し、アレルギー児や18ヶ月未満児が入園の際には、栄養士が面接し、より細かい対応ができるようにしています。医師によるアレルギー疾患生活管理指導票の指示に従い、除去食の献立表を作成し、保護者に提示しています。</p> <p>配膳時はテーブルを離し、ボードへの記載、色の異なるトレイや食器の使用、職員同士で口頭確認、食器にはラップをかけるなど誤食防止を徹底しています。アレルギー疾患や慢性疾患等について、職員が理解を深めるために、外部研修を受講し職員会議などで報告するなど、全職員が対応方法を理解する取り組みが期待されます。</p> <p>またアレルギーのない子どもや保護者が、アレルギー疾患や慢性疾患について理解を図るよう、園として取り組むことが期待されます。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食育活動を「全体的な計画」、年齢ごとの「年間保育指導計画」に組み込み、栽培活動や食材の皮むきなど年齢に応じた取り組みを行っています。楽しい雰囲気のもとで友達と一緒に食べる楽しさを味わいながら、食の大切さが身につくようにしています。子どもが意欲をもって食事できるように乳児は手づかみで食べることを大切にしています。</p> <p>幼児はbuffet形式を取り入れ、自分で食べたい料理を自分でお皿に盛り、食べる量を子どもと職員が相談しながら決めて、完食の喜びを感じられるようにしています。また星形の「幸せ人参」が当たった子どもの名前を発表するなど、意欲を持ちながら楽しく食事をとれる雰囲気づくりを工夫しています。</p> <p>毎月献立表と給食だよりを保護者に配付しています。給食便りには旬の食材に関する情報や人気献立のレシピなどを掲載し、保護者に情報を提供しています。また食育のドキュメンテーションを掲示し、保護者に知らせています。</p>		

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発育状態に合わせて食事の量、食材の硬さや切り方に配慮し、献立を工夫して給食を提供しています。栄養士や調理員は毎日子どもの食事の様子を見て回り、子どもに直接意見を聞くなどして、食べる量や好き嫌いなどを把握しています。</p> <p>給食日誌に喫食状況などを記録し、給食会議で離乳食や乳幼児職の内容を検討、確認し、献立作りや調理方法に生かしています。</p> <p>旬の食材を使用し、季節感のある献立や七夕やクリスマスなどの行事食を提供しています。食材の安全性については、産地を確認し、保護者に公表しています。衛生管理のマニュアルが整備されており、マニュアルに基づいた衛生管理が適切に行われています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登園時には保護者から家での様子の確認と観察、降園時には園での様子や体調などを口頭で伝えています。0～2歳児クラスは連絡ノートで体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など24時間サイクルで伝えあっています。</p> <p>幼児クラスはアプリの連絡帳と連絡ツールで保護者と情報交換を行っています。玄関にクラスごとのドキュメンテーションを掲示し、アプリでもドキュメンテーションを見たいとの保護者からの要望があり、迅速に対応しています。運動会やクリスマスなどの行事や公開保育、誕生日を迎える子どもの保護者の誕生日会への参加、保育参加の日に個人面談をする機会を設けるなど、保育の意図や保育内容について保護者に理解を得るための機会を設けています。</p> <p>運営委員会、保護者会は年2回開催し、子どもの様子や保育の意図を伝え、子どもの成長を共有しています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>連絡ノート、連絡用アプリ、園だより、ドキュメンテーションなどの園内掲示、各種案内配布を通じて、園と保護者のコミュニケーションを密にしています。職員、園長は保護者が気軽に相談ができるように明るい対応を心がけ、保護者と信頼関係を築くように努めています。保護者からの相談はいつでも応じる体制を整え、必要に応じて面談を行い、「個人面談記録」に記録し、全職員が共有できるようにしています。相談内容に応じて、栄養士なども対応し、専門的な立場から保護者へ適切なアドバイスができるようにしています。懇談会では保護者間で悩みを話しあったり、交流の場となるよう配慮しています。懇談会の内容は「懇談会記録」に記録しています。経験の浅い職員や相談を受けた職員が解決できないときは、園長に助言を受けてから答えるなど対応しています。</p>		

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>虐待対応のマニュアルがあり、登園時の子どもの服装、喫食状況、睡眠状況、保護者の様子を確認し、着替え時には体の状況を観察し、虐待の早期発見に努めています。</p> <p>園長は青葉区の虐待会議に参加し、情報を得ています。虐待の兆候を確認した場合は、園長に報告し、園長から青葉区こども家庭支援課、北部児童相談所などの関係機関に報告する体制になっています。</p> <p>虐待が疑われる保護者には登降園時に職員から声掛けをして、保護者が孤立しないように保護者支援の視点を持って対応しています。保護解除などにも関係機関と連携して具体的な対応を行っています。虐待防止に関する外部研修にも参加しています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>年間保育指導計画、月間保育指導計画、週案・日誌に「自己評価」欄を設け、自らの保育実践について主体的に振り返りを行い、改善につなげています。自己の実践を評価するとともに、結果よりも子どもの心の育ちや生き生きと取り組む過程を大切にしています。</p> <p>各クラスの保育実践の振り返りを毎月の職員会議で報告し合い、必要に応じてクラス会議や加配会議(障害児への取り組み)を行い、互いの学びや意識向上につなげるとともに、保育の質の改善や専門性の向上に向けて取り組んでいます。年2回、職員の自己評価を行い、園長と面談し、課題を明らかにして、園の自己評価につなげています。</p>		